

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 過少申告加算税賦課決定処分取消請求控訴事件  
国側当事者・国(雪谷税務署長)  
平成20年7月23日棄却・上告

### 判 示 事 項

- (1) 過少申告加算税の趣旨(原審判決引用)
- (2) 国税通則法65条4項(過少申告加算税)の「正当な理由」があると認められる場合(原審判決引用)
- (3) 納税者が確定申告書の作成の際、誤って不動産の譲渡に係る損失を他の所得と損益通算し、過少申告をするに至ったことについては、国税通則法65条4項の「正当な理由」があるとの納税者の主張が、納税者は、租税特別措置法32条1項後段(短期譲渡所得の課税の特例)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)附則27条6項の規定の存在を知らなかったため、賃貸不動産の譲渡に係る損失を他の所得と損益通算したと認められ、過少申告するに至ったのは専ら納税者の税法の不知によるものといわざるを得ず、この場合については、国税通則法65条4項の「正当な理由」があるとは認められないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (4) 過少申告加算税の計算の基礎となる税額には、修正申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときにおけるその減少額が含まれないことを前提に、修正申告に係る申告納税額から予定納税額を控除した税額を計算の基礎として過少申告加算税を計算すべきとの納税者の主張が、国税通則法65条1項、同法35条2項1号(申告納税方式による国税等の納付)、同法19条4項3号(修正申告)の規定によれば、納税者の主張は、過少申告加算税の計算の基礎となる税額について、修正申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときにおけるその減少額が含まれないという前提自体が失当であるとして排斥された事例(原審判決引用)
- (5) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(以下「電子契約法」という。)の趣旨からすれば、納税者がパソコンを使用した場合に意思表示の過誤を生じやすいため、国税庁側はホームページ利用上の過誤を防止するための積極的措置を講ずべきところ、それを怠ったため、納税者に過少申告が生じたのであるから、国税通則法65条4項にいう正当な理由が認められるとの納税者の主張が、電子契約法は、事業者と消費者間の電子商取引において、電子計算機の映像面を介して締結される契約を対象にしている法律であって、所得税法の規定に基づき確定申告書を作成して提出する申告納税制度とは、趣旨や目的が全く異なるのであり、納税者等の行う申告書作成の便宜のために行政サービスとして設けられた申告書作成コーナーの利用について、電子契約法の趣旨が及ぶものではないとして排斥された事例

### 判 決 要 旨

- (1) 過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対して課されるものであり、これによって、当初から適正に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。
- (2) 過少申告加算税の趣旨に照らせば、過少申告があっても例外的に過少申告加算税が課されない場合として国税通則法65条4項が定めた「正当な理由」があると認められる場合とは、真に納税者の

責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である（最高裁平成18年4月20日第1小法廷判決・民集60巻4号1611頁、最高裁平成18年4月25日第3小法廷判決・民集60巻4号1728頁参照）。このような見地からすれば、過少申告が単に納税者の税法の不知又は誤解に基づく場合は、「正当な理由」があると認められる場合には該当しないというべきである。

(3)～(5) 省略

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年2月7日判決、本資料258号-31・順号10889)

判	決
控 訴 人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	雪谷税務署長
被控訴人指定代理人	遠藤 伸子
同	板垣 浩
同	龍崎 博之
同	白井 文緒
同	嶋村 正弘

#### 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 雪谷税務署長（処分行政庁）が控訴人に対して平成18年5月31日付けでした控訴人の平成17年分所得税についての過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

##### 第2 事案の概要

- 1 控訴人は、平成17年10月、所有期間が同年1月1日の時点で5年以下の不動産を売却し、譲渡所得の金額の計算上損失が生じたが、この損失の金額については、租税特別措置法32条1項後段の規定によって損失がないものとみなされ、他の所得との損益通算ができないものとされていた。控訴人は、平成17年分の所得税の確定申告に当たり、国税庁の設けたインターネットのホームページを利用して確定申告書を作成し、これを雪谷税務署長に提出したが、上記の損失の金額を他の所得と損益通算して総所得金額を記載した。そのため、控訴人は、雪谷税務署の指摘を受け、平成18年5月9日、総所得金額等を訂正した修正申告書を提出した。雪谷税務署長は、同月31日、国税通

則法65条1項の規定により、控訴人に対し、平成17年分所得税について、過少申告加算税の基礎となる税額を44万円、加算税の額を4万4000円とする過少申告加算税賦課決定処分をした。

- 2 本件は、上記賦課決定処分に対する異議申立てや審査請求を棄却された控訴人が、国税庁の設けたホームページには利用上の不備があつて、そのため誤った確定申告をするに至つたものであり、控訴人には国税通則法65条4項にいう正当な理由があるなどと主張して、上記賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の主張をすべて排斥し、上記賦課決定処分は適法なものであるとして、控訴人の請求を棄却した。

- 3 本件の前提事実（関連法令の説明も含む。）及び争点は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1項ないし3項に記載されたとおりであるから、これを引用する。

また、争点に関する当事者双方の主張は、次項のとおり当審における主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」中に記載されたとおりであるから、これを引用する。

- 4 当審における主張

(1) 控訴人の主張

ア 申告納税制度は、納税者が自ら計算して納付するという民主的な側面を有する一方で、その方法等は国が定めていることから、難解な税法を理解しやすいようにし、なぜその税を納めるのかということを経済者に納得させる方法をとる必要があり、また、納税のための事務負担を必要最小限に抑える必要がある。過少申告加算税の賦課については、国税通則法65条4項にいう正当な理由の有無が問題になるが、これには納税者側の事情のみならず、課税当局側の事情も考慮すべきであり、さらに、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（以下「電子契約法」という。）の趣旨にもかんがみ、納税者がパソコンを使用した場合に意思表示に過誤を生じやすいことから、これを防止するための措置を国税庁側が講じるべきであつて、それは容易であることを十分考慮する必要がある。

イ 本件トップページや本件申告書選択ページの「ご利用できない方」のリンク表示をクリックすると、本件利用案内ページに「土地建物等の譲渡所得がある方」という表示を見ることができ、この記載を見ても、なぜ土地建物等の譲渡所得のある者が本件作成コーナーを利用できないのかという説明を欠いており、納税者の満足できる情報提供をしていない。また、「ご利用できない方」の見出しは、ページの左端に小さな表示があるのみで、利用者が確認することは困難である。さらに、本件作成コーナーでは利用者側に注意喚起を促すアラート表示が多用されているのであるから、本件のような新たな法令に基づく課税方法の転換についても、確定申告書の作成段階でアラート表示をすることによって、誤った申告書が容易に作成されないように対処するなど、国税庁の側で過誤を防止するための積極的措置を講じるべきであつたのであり、これを怠つた国税庁の落ち度は大きい。

ウ 以上のとおり、本件では、国税庁側に納税者の満足できる情報提供を行うこと、納税者の事務負担を最小限に抑えること、ホームページ利用上の過誤を防止するた

めの積極的措置を講じることなどの責務が存在したところ、国税庁がこれを怠ったため、結果として控訴人について過少申告が生じたものである。したがって、本件においては、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に該当し、国税通則法65条4項にいう正当な理由が認められるものである。

#### (2) 被控訴人の主張

控訴人の主張するように、国税庁が納税者の満足できる情報やサービスを提供したり、あるいは、納税者の事務負担を最小限に抑え、ホームページ利用上の過誤を防止するための積極的措置を講じることが、納税者による適正な申告を期待する観点からはそれぞれ望ましいことであるとしても、行政サービスの域を出るものではなく、本件作成コーナーは、これを利用して所得税法に基づく正しい確定申告書を作成することについて何ら不備はない。また、控訴人は、電子契約法の趣旨を十分に考慮する必要があると主張するが、電子契約法は、事業者と消費者間の電子商取引において、電子計算機の映像面を介して締結される契約を対象にしている法律であるのに対し、本件では、納税者は所得税法の規定の定めるところに従って確定申告書を税務署長に提出するのであって、根本的に法律の目的が異なるし、納税者は、本件作成コーナーで作成された確定申告書が法令に適合しているかどうかを印刷物により確認できる状況にあるのであるから、控訴人が一とおりの注意を払えば、過少申告を防止できたことは明らかである。

したがって、本件において、国税通則法65条4項にいう正当な理由はない。

### 第3 当裁判所の判断

【判示(1)】 当裁判所も、控訴人の主張はすべて理由がなく、本件処分は適法であるから、控訴人の  
～(4)】 本件請求は棄却を免れないものであると判断する。

その理由は、原判決9頁23行目の次に行を改めて下記のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」に記載されたとおりであるから、これを引用する。

【判示(5)】 「なお、原告（控訴人）は、本件について国税通則法65条4項にいう正当な理由の有無を考えるに当たって、電子契約法の趣旨も十分に考慮する必要がある旨主張するが、電子契約法は、事業者と消費者間の電子商取引において、電子計算機の映像面を介して締結される契約を対象にしている法律であって、本件の所得税法の規定に基づき確定申告書を作成して提出する申告納税制度とは、趣旨や目的が全く異なるのであり、納税者等の行う申告書作成の便宜のために行政サービスとして設けられた本件作成コーナーの利用について、電子契約法の趣旨が及ぶものとはいえない。原告の主張は、独自の見解にすぎず、採用の限りでない。」

### 第4 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は正当であるから、本件控訴は理由がない。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官 鈴木 健太

裁判官 内藤 正之

裁判官 後藤 健